

朝鮮国交際始末内探書再考



塚本 孝
(元東海大学法学部教授)

1 史料の確認

- (1) 序
- (2) 調査事項
- (3) 非正規調査事項の由来

2 “太政官指令”に関し新たに確認された資料

3 分析

- (1) いくつかの国際判例
- (2) 検討
- (3) 跋

1 史料の確認

(1) 序

朝鮮国交際始末内探書(明治3(1870)年、以下「内探書」という。)は、明治初年に朝鮮事情調査のため対馬と朝鮮に出張した外務省出仕佐田白茅ほか2名による報告書である。この報告書に「竹島松島朝鮮附属に相成候始末」と題する一項がある。今日韓国政府は、これを指して、明治10(1877)年のいわゆる太政官指令とともに、日本が竹島(韓国でいう独島)を朝鮮領と認識していた証拠であるとする。韓国政府広報小冊子『韓国の美しい島、独島』¹「独島に関する一問一答7」に曰く、

Q7 独島が日本の領土ではないということを明治政府が公式確認した「太政官指令」(1877年)とは、どのようなものですか。

……<略>……

1 韓国外交部のホームページに掲載<<http://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/pdf.jsp>>(最終アクセス2022.8.26)。

「太政官指令」を通じて、日本政府が17世紀の朝日両国間における鬱陵島争界(竹島一件)の交渉過程で鬱陵島と独島の所属が確認されたことを認識していたことがよく分かります。

また、「太政官指令」が出される数年前である1870年に外務省の佐田白茅らが朝鮮視察後に外務省に提出した報告書(『朝鮮国交際始末内探書』)にも、「竹島(鬱陵島)と松島(独島)が朝鮮附属になった始末」が書かれており、当時日本の外務省がこの二つの島を朝鮮領として認識していた事実がうかがえます。(下線筆者)

ただし、内探書の当該項目(竹島松島朝鮮附属に相成候始末)の本文は²、

此儀 松島は竹島の隣島にて 松島の義ニ付是迄掲載せし書留も無之 竹島の義ニ付ては 元禄度の往復書翰手續書寫の通ニ在之 元禄度後は暫くの間朝鮮^{より}の居留のため差遣置候処 当時ハ以前の如く無人と相成 竹木又は竹より太き葎ヲ産し人參等自然ニ生し 其餘漁産相應ニ有之趣 相聞候事 (下線筆者)

つまり、竹島(往時の竹島)については元禄の日朝間往復書簡があり、「竹島一件」として摘録したのに対し³、松島については記録はなかったとしているのであって、韓国政府の広報小冊子が言うように内探書に「松島(独島)が朝鮮附属になった始末が書かれている」訳ではない。

(2) 調査事項

佐田等に与えられた調査事項は、外務省が起案し太政官の決裁を受けた「朝鮮へ被差遣候もの心得方御達之案」(1869年、以下「心得方御達之案」という。)に定められていた⁴。調査事項は、次の12項目であった。(数字

2 佐田白茅・森山茂・齋藤榮「朝鮮国交際始末内探書」(1870年)『公文別録』朝鮮事件、明治元年～4年、第1巻<<https://www.digital.archives.go.jp/img/637354>>。

3 「竹島一件」は、外務省外交史料館所蔵外交記録『対韓政策関係雑件——明治二年日韓尋交ノ為森山茂、佐田白茅一行渡韓一件』1.1.2. 3-2所収<<https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/B03030124800>>。なお、刊本である『大日本外交文書』第3巻^{*}(131-138頁)所収の内探書には欠落があり、調書「竹島一件」と内探書の関係が判然としなかったことにつき、朴炳涉「明治政府の竹島=独島調査」『北東アジア文化研究』41(2016.3)45-70頁へ。^{*}<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/3.html>>

4 註3の外交記録『対韓政策関係雑件——明治二年日韓尋交ノ為森山茂、佐田白茅一行渡韓一件』所収<<https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/B03030123100>>11-19コマ。10コマに「朝鮮へ被差遣候者心得方御達之案一通附紙ヲ以返却致候事/[明治二年]十一月十三日 辨官/外務省[宛て]」、11-12コマに「何之通」という付札が見える。

は筆者による付番)

- [1] 慶長元和已來朝鮮國より度々旧幕府へ使節差越ス 右は豊臣家進撃の武威ニ屈服し藩屬の禮を執來候譯の所…<略>…右起源の大旨意確證を取調の事
- [2] 對州より朝鮮へ差遣候使者の禮式并朝鮮より對州へ差越候使者の禮典取調の事
- [3] 對州の朝鮮へ出交易の儀 朝鮮より勘合印受候由の處 右ハ朝鮮國制度上ニ取 入貢を受候取扱なるよし…<略>…朝鮮へ接近の孤島故 入貢の儀を取らざるを得ず 竊ニ其例を用來候儀ニ候哉 吟味の事
- [4] 朝鮮の國体清主北韃の勃興の節 忽ニ降伏し 其已來臣禮を清國ニ取候儀…<略>…外國へ條約を取結等の大事ニ至候ても 自國政府の存意ニ任 向背とも北京へ伺候ニ不及可取極國体也哉 内探の事
- [5] 皇使被差遣候節御軍艦…<略>…右首府附近の良港有無 吟味の事
- [6] 朝鮮國の儀既ニ魯西亞の毒吻ニ心酔し陰ニ其保護ニ依頼するとの風評あり眞ニ然や否且魯西亞と既ニ境壤を接するニ至れりと然らハ定て境界論等あるへし右事実探索の事
- [7] 朝鮮國海陸軍武備の虚実且器械精粗の事
- [8] 同國內政の治否 國主及大臣の風聞果して草梁紀聞の如くなるや取調の事
- [9] 朝鮮と貿易取開候ハ、日本ハ何々の品物を差廻し…<略>…貿易手順の見込 取調の事
- [10] 宗家にて受候歳遣船は従前の通存置候方可然や 又ハ廢止の方公道ニ候や見込の事
- [11] 對州ハ兩國の間ニ价立する孤島にて…<略>…漂民取扱其他年來宗家にて所有の利源を一朝無故被召上候姿ニ立到 一藩の情実愍然之儀ニ付 右ハ追々相當の御處分無之てハ不相成儀ニ付 右御處分の見込會計向 篤と取調可申候事
- [12] 朝鮮ハ草梁項の外其内地ハ日本人の旅行難相成事ニ可有之候得とも 宗家周旋ニより首府迄往觀の儀相整候ハ、一往致すへし 其節ハ風俗制度等別て委細ニ可認返事

これに対し、内探書の一つ書きは、次の13項目である。(数字は筆者による付番)

- [1] 一 慶長元和以來朝鮮國より信使差越藩屬の禮を執來候元由
- [2] 一 對州の朝鮮え差遣候使者の禮典朝鮮の對州え差渡候使者の禮典
- [3] 一 朝鮮國より勘合印を受候由右は同國制度ニ取入貢を受候取扱なる哉
- [4] 一 朝鮮の國体臣禮を清國ニ取北京の正朔を仰くといへとも國政ニ至ては自裁獨斷の權力ある哉
- [5] 一 皇使被差遣候節御軍艦首府近海え被相廻候ニ付良港有無
- [6] 一 朝鮮國の義魯西亞の毒吻ニ心酔し陰ニ保護依頼する風評且境界論
- [7] 一 朝鮮國海陸軍武備の虚實器械の精粗
- [8] 一 内政の治否草梁紀聞の如くなるや
- [9] 一 貿易取開ニ付ては物品の交換物價の低昂及び貨幣の善悪
- [10] 一 歳遣船向來存止
- [11] 一 對州は兩國の間ニ价立する孤島にて交際の入費并漂民彼我引渡方等一藩尋常政費外の入費
- [12] 一 朝鮮ハ草梁項の外其内地ハ日本人の旅行難相成哉
- [13] 一 竹島松島朝鮮附屬ニ相成候始末 (下線筆者)

以上二つの文書の項目を比較すれば、内探書の1から12の一つ書きは、心得方御達之案の1から12に一致する。よって、内探書の項目は、調査事項であると言える。しかしながら、内探書には、心得方御達之案にない13番目の調査事項として、「一 竹島松島朝鮮附屬ニ相成候始末」があるのである。

(3) 非正規調査事項の由来

心得方御達之案にない13番目の調査事項がどのような経緯で加えられたのかについては本年(2022年)、韓国の研究者パク・ハンミン氏がキム・フンス氏の著作を引用しつつ民部省の依頼によることを指摘し⁵、キ

5 パク・ハンミン「1870年代海外記録に見える鬱陵島・獨島と太政官指令」『発掘資料で探る獨島研究の新地平』東北歴史財団獨島研究所・嶺南大学校獨島研究所主催 2022

ム・フンス氏は⁶典拠として『史談会速記録』の佐田白茅の談話を提示している。

明治二十六年四月廿一日午後三時一同着席佐田白茅君臨席

佐田君 ……其頃民部省が立つて居て竹島の一件を調べてやつて呉れといふことを外務省に頼むで来たことがある、民部省で竹島は日本の物と思つて居る、これは朝鮮で鬱陵島と云ひ日本では竹島と云つて居る、船が漂流して竹島に着くと竹を伐つて飯を入れるものにする様な、大きな竹がある様子で、ソコにハ何も居らぬが大きな猫が居るといふことで、むかし日本人が行つて家屋を造り開拓した事がある、ソコへ朝鮮人が漂流して色々な事を言つたもので、遂に日韓いづれの島と云ふ談判になつて仕舞ふたが百年ばかり前のことである、幕府で極めたのであるが民部省の者ハコチらのものと思ふて居た様な事で、朝鮮の事は誰も存しなかつた⁷、(下線筆者)

民部省は、明治2(1869)年4月8日民部官設置、同年7月8日民部省となり、大蔵省との合併期(同明治2年8月11日~明治3年7月10日)を経て明治4(1871)年7月27日に廃止された部省で⁸、明治2年太政官第622「職員令」によれば、戸籍、租税、驛通、鑛山、濟貧、養老等の事務事業を所掌⁹、後の内務省の源流の一つである。

2 “太政官指令”に関し新たに確認された資料

上記1(3)で言及したパク・ハンミン氏の発表は、いわゆる太政官指令——島根県からの竹島外一島地籍編纂方向をうけて内務省が太政官に

獨島研究所シンポジウム”(2022.2.28)発表1, p6(韓国語)。(この資料は藤井賢二氏からご教示を賜った。)

6 キム・フンス『韓日関係の近代的改編過程』ソウル大学校出版文化院, 2009, p.209(韓国語)。

7 「佐田白茅君朝鮮国交際事件実歴附三十六話」『史談会速記録』第166輯 37, 50-51頁; 復刻版 合本24(原書房, 1973) 441, 454-455頁。なお、キム註6が記す史談会速記録の書誌事項には不明な点がある。

8 「日本法令索引」[明治前期編]官制沿革表 浅古弘氏作成 < <https://dajokan.ndl.go.jp/enkaku.html> > による。

9 『法令全書』明治2年, 251頁 < <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787949/161> >。なお、廃止に際し所掌事務は大蔵省に移管された。明治4.7.27太政官第375民部省ヲ廃ス, 第377民部省事務土木司ヲ除クノ外大蔵省ニ管理セシム, 『法令全書』明治4年, 294-295頁 < <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787951> >, 184コマ。

稟議し、太政官(右大臣)が内務省に対して行った「竹島外一島の義本邦関係無之」とする回答(明治10(1877)年3月、以下「太政官指令」という)——に関しても、従前取り上げられていなかった資料を紹介している¹⁰。これについてはすでに藤井賢二氏による詳細な記事が公刊されているところであるが¹¹、本稿冒頭で見たように韓国は日本が竹島を朝鮮領と認識していた証拠として“太政官指令”および内探書を挙げているので、当該新資料についても簡単に触れておきたい。

今回確認されたのは、長崎県から出された「松島開島之儀ニ付伺」に対する内務省の回答(内務卿大久保利通名、明治10(1877)年8月)である¹²。

隱岐國ノ北方ニアル松島開島之儀ニ付 縷述之趣モ有之候得共 右ハ 客歳島根縣ヨリ稟議有之候砌 舊幕府中該島事件ニ付朝鮮國ト數回往復之書類等篤ト取調候處 終ニ我版圖内タルヲ詳明ニサルニ付 其筋へ申稟ヲ經 本邦ニ於テ關係無之儀ト治定致シ 同縣へモ其旨及指令置候儀ニ有之候条 可被得其意 此段及回答候也 (下線筆者)

明治十年八月十八日 内務卿大久保利通

長崎縣令北島秀朝殿

この内務省文書にいう松島は、松島開島伺(松島の森林資源開発、土地開墾等)に対する回答であるから、今日の竹島ではあり得ない(今日の竹島は岩礁島)。内務省は、その松島について昨年島根県から稟議があった際、旧幕府時代の該島事件をめぐる朝鮮国との往復書簡等を入念に調べ、其筋へ申稟(太政官への伺・回答)を経て本邦関係無之と治定(決着)したとする。すなわち、本文文書において内務省は、松島が“太政官指令”の対象であるとしたことになる。しかし、島根県からの稟議は日本海内竹島外一島地籍編纂方向、幕府時代の該島事件は元禄竹島一件、内務省が判断の根拠とした元禄竹島一件の日朝往復はもっぱら竹島(鬱陵島)に

10 上記註5の論考, pp.20-21.

11 藤井賢二「『花房義質関係文書』で覆る韓国の「太政官指令」に関する主張」2022.4.15, 島根県 Web 竹島問題研究所 HP < <https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/hanabusa-dajoukan.html> > (最終アクセス 2022.8.26)

12 花房義質関係文書目録—書類の部—A 朝鮮国関係 4 公務類・交信類 2) 対朝鮮交渉のための書類一綴, 『花房義質関係文書』マイクロフィルム 406-2, 10 コマ。長崎県の郵紙に記された写し。註11へ。